

茨城県報

第6220号

昭和49年5月13日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

●普通母樹林の指定(林業課).....	ページ
●保安林の指定解除(2件)(").....	1
●土地改良事業の適当決定(5件)(農地管理課).....	2
●定款変更の認可(").....	3
●定款変更の認可(").....	5
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	5
●道路の供用開始(").....	6

公告

●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	6
●土地区画整理事業施行の認可(都市計画課).....	7
●東光台土地区画整理組合の設立(").....	8
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課).....	8
●住宅地造成事業の工事完了(").....	9

(人事委員会)

●昭和49年度茨城県職員採用上級及び市町村立小中学校事務職採用上級試験の実施.....	9
(日本住宅公団首都圏宅地開発本部)	
●土地立入(2件).....	15

告示

茨城県告示第448号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条の規定に基づき、次のとおり普通母樹林に指定する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩上二郎

指定番号	指 定 日 年 月 日	樹種	所 在 地	本 数	面積	所 有 者	
						氏 名	住 所
茨城普 49.1	49年 3月23日	すぎ	茨城県北茨城市関本 町才丸字樋口555~ 559	本 4,900	ha 5.0	渡辺 政則	茨城県北茨城市関 本町才丸478
2	"	"	" 久慈郡里美村 大字小妻字猪鼻21~ 8	1,265	3.0	佐藤 信照	" 久慈郡里美 村大字小中169
3	"	"	" " " 小中字宿入2318, 2326	2,675	2.5	井坂 正安	" " " " " 168
4	"	"	" " 大字町 大字相川字梨の木平 1770~12	6,500	5.0	大高 忠一	" " 大字 町大字相川1165

5	"	"	" 那珂郡美和村 大字小田野字田沢 1611の1	900	1.0	青木 紀一	" 那珂郡美和 村大字高部5302の 2
6	"	"	" " 山方町 大字盛金字清水久保 3525	2,100	2.5	木村 新	" " 山方 町大字盛金279
7	"	"	" " " " 飯田字台ガシラ3192, 3193	1,500	1.5	"	"
8	"	"	" 東茨城郡常澄 村大字栗崎字上手 2205外6筆	200	0.5	高野 隆	" 東茨城郡常 澄村大字栗崎2222
9	"	"	" 笠間市大字飯 田字細谷津2168-1	621	0.6	武藤藤兵衛	" 笠間市笠間 1180
10	"	"	" " 大字箱 田大久保145	599	0.6	"	"
11	"	"	" 西茨城郡七会 村大字塩子字平2473, 2356	910	0.7	阿久津鋭男	" 西茨城郡七 会村大字塩子3418
12	"	"	" " 岩瀬 町大字犬田字横室 1483	4,050	2.1	友常平次郎	" " 岩 瀬町大字岩瀬141
			合 計	26,220	25.0		

茨城県告示第449号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡大洋村大字上沢字東砂子707の3, 707の4, 713, 714の1, 714の4, 714の3, 714の5, 714の6(以上3筆について次の図に示す部分に限る。), 大野村大字青塚字峰7の9の1, 710の1, 730の3から730の6まで, 731の3から731の6まで, 732の4から732の7まで, 大字荒野字谷原中299の1, 大字大小志崎字イナゴ605の1から605の20まで

2 指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、関係図面を茨城県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第450号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1(1) 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡神栖町大字深芝字藤豊3654の2, 3654の6, 3654の10, 3654の18, 3654の30, 3654の51, 3654の53, 3654の89, 3654の116, 3654の118, 3654の127, 3654の145, 3654の147, 3654の162, 3654の167, 3654の173, 3654の177, 3654の179, 3654の187, 3654の251, 3654の254, 3654の263, 3654の264, 3654の265, 3654の267, 3654の294, 3654の296, 3654の298, 3654の299, 3654の302, 3654の303, 3654の308, 3654の309

(2) 指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

公益上の理由

2(1) 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡鹿島町大字栗生字十二神2240の2

(2) 指定された目的

航行の目標の保存

(3) 解除の理由

公益上の理由

茨城県告示第451号

三和町長杉山良治から、昭和49年3月7日付で認可申請のあつた南地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

南地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和49年5月20日から昭和49年6月9日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第452号

三和町長杉山良治から、昭和49年3月7日付で認可申請のあつた大和田地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

大和田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和49年5月20日から昭和49年6月9日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第453号

三和町長杉山良治から、昭和49年3月7日付で認可申請のあつた加々間地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

加々間地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和49年5月20日から昭和49年6月9日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第454号

三和町長杉山良治から、昭和49年3月7日付で認可申請のあつた御辺地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

御辺地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和49年5月20日から昭和49年6月9日まで

3 縦覧の場所 三和町役場

茨城県告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

事業主体	実施地区	縦覧の期間	縦覧の場所
竜ヶ崎市農業協同組合	板橋境第一地区	昭和49年5月15日から 昭和49年6月3日まで	竜ヶ崎市役所
同 上	板橋境第二地区	同 上	同 上

茨城県告示第456号

昭和49年2月5日付で南筑波土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により昭和49年5月7日認可した。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和49年5月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川尻停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字友部 字鳥井戸252番の7から 多賀郡十王町大字友部 字屋敷前121番の1まで	旧	メートル	メートル	256.0
		最大 10.4 最小 4.5		
多賀郡十王町大字友部 字鳥井戸252番の7から 多賀郡十王町大字友部 字屋敷前121番の1まで	新	最大 10.4 最小 4.5	256.0	
		多賀郡十王町大字友部 字鳥井戸252番の7から 多賀郡十王町大字友部 字屋敷前112番の3まで	最大 31.0 最小 4.5	

茨城県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和49年5月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和49年 5 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子馬頭線
- 3 路道の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上金沢 字大繩1614番の1から	旧	メートル 最大 8.0 最小 4.0	メートル 270.5	
久慈郡大子町大字上金沢 字下坏1470番の1まで	新	最大 21.0 最小 5.0	270.0	

茨城県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和49年5月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和49年 5 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 大子馬頭線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上金沢字大繩1614番の1から
久慈郡大子町大字上金沢字下坏1470番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年 5 月 13 日

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次の
 とおり公告する。

昭和49年 5 月 13 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系桜川改修事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡真壁町大字原方字上川端, 字下川端地内

" " 大字亀態字根の下, 字南館, 字北長町, 字南長町, 字遠越地先

" " 大字上小幡字竹の下, 字吉合地内

" " 大字飯塚字四番耕地, 字七番耕地地内

" " 大字下小幡字横田, 字丑の町地内

" " 大字長岡字坪草, 字網草地内

" " 大字白井字小池町, 字北川端, 字南川端地内

" " 大字桜井字西田地内

" 大和村大字東飯田字中井, 字手面前, 字下川地内

" " 大字高久字高久, 字川端地内

" " 大字阿部田字辰, 字藤の木, 字西川連, 字横枕, 字塊切場, 字深町, 字高久下, 字立野前, 字芝田地内

" " 大字羽田字下川, 字打越地内

" " 大字大國玉字下川面地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年5月15日から昭和50年3月31日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 都市計画街路事業(西郷大室線)

3 立ち入ろうとする土地の区域

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原, 字十日入, 字大榎, 字大六天十日入, 字大六天前, 字八郎内, 字神明, 字上助, 字中畑, 字地藏前, 字登畑, 字宮内, 字宮台, 字宮の脇, 字東の脇, 字東の後, 字東, 字大塚, 字十王堂地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年5月13日から昭和49年11月10日まで

●土地区画整理事業施行の認可

土地区画整理事業の施行を認可したので, 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 施行者の名称 日本住宅公団

2 事業施行期間 昭和49年5月13日から昭和52年3月31日まで

3 施行地区 茨城県稲敷郡茎崎村及び筑波郡谷田部町の各一部

- 4 土地区画整理事業の名称
研究学園都市第五土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 茨城県土浦市永国町991番地の2
- 6 施行認可の年月日
昭和49年5月13日
- 7 施行者の住所 東京都千代田区九段北1丁目14番6号
- 8 事業年度 昭和49年度から昭和51年度
- 9 公告の方法 茨城県報

●東光台土地区画整理組合の設立

東光台土地区画整理組合の設立については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき昭和49年5月13日認可したので、同法第21条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組合の名称 東光台土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和49年5月13日から昭和50年3月31日まで
- 3 施行地区 大洗町磯浜町字東光台の一部
- 4 事務所の所在地 大洗町磯浜町665番地
- 5 設立認可の年月日
昭和49年5月13日
- 6 事業年度 昭和49年度
- 7 公告の方法 大洗町役場に掲示する。

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和49年5月20日 午後3時
- 2 聴聞場所 北相馬郡守谷町字上塔前2672-18
- 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
銀行の新築
- 4 申請者住所氏名 水戸市大町2丁目3番12号
茨城県商工信用組合 理事長 幡 谷 仙三郎
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造2階建

- 6 建築物の位置 北相馬郡守谷町字上塔前2672-18
7 敷地面積 991.15㎡

- 1 聴聞期日 昭和49年5月20日 午前10時30分
2 聴聞場所 水戸市袴塚3丁目2116
3 聴聞事項 近隣商業地域内において次の建築物の許可に関する事。
料理店を営む建築物 (飲食店より用途変更)
4 申請者住所氏名 水戸市袴塚3丁目2-16 芝井千代子
5 建築物構造規模 木造2階建 延面積92.8㎡ 用途変更
既存 延面積68.72㎡ (住宅)
6 建築物の位置 水戸市袴塚3丁目2116
7 敷地面積 241.75㎡

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和39年法律第160号) 第12条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和49年4月5日に完了した。

昭和49年5月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区の名称
(第2工区)
稲敷郡茎崎村大字高崎字高見原番外2番-79, 2番-208, 2番-209, 2番-210, 2番-211, 2番-214及び2番-216
2 事業主の住所及び氏名
東京都新宿区諏訪町301番地
東宝商事株式会社
代表取締役 高 須 祐

(人 事 委 員 会)

●昭和49年度茨城県職員採用上級及び市町村立小中学校事務職採用上級試験

上記試験を次により行ないます。

昭和49年5月13日

茨城県人事委員会委員長
職務代理者 萩 原 正 信

○ 受付期間

6月5日(水)～6月25日(火)

受付時間：平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は正午まで

郵送の場合は、原則として6月25日までの消印のあるものに限り受け付けます。

○ 第1次試験日

7月21日(日)

午前9時から(午前8時30分までに第1次試験場へ集合のこと)

1 職種・採用予定人員・勤務場所および職務

職 種	採用予定人員	勤 務 場 所 ・ 職 務
県 事 務	約 30 名	知事部局, 教育委員会等の本庁各課または, 出先機関(県税事務所, 生活福祉事務所, 農林事務所, 県立高校等)の一般行政事務に従事します。
職 員	農 業 土 木 約 10 名	知事部局, 企業局等の本庁各課または出先機関で, それぞれの専門技術または試験研究業務に従事します。
	農 芸 化 学 約 5 名	
	化 学 約 5 名	
	機 械 約 5 名	
	電 気 農 業 土 木 各 若 干 名	
	建 築 産 業 各 若 干 名	
	水 産 業 各 若 干 名	
	農 業 改 良 普 及 員 各 若 干 名	
	林 業 各 若 干 名	
	生 活 改 良 普 及 員 各 若 干 名	
獣 医 師 各 若 干 名	県立病院の薬局等の業務に従事します。	
市 町 村 立 小 中 学 校 事 務 職	A 若 干 名	保健所で薬事監視員, 環境監視員, 食品監視員等, 又は企業局で水質検査等の業務に従事します。
	B 約 5 名	
市 町 村 立 小 中 学 校 事 務 職	約 5 名	市町村立小中学校の事務に従事します。

2 受 験 資 格

昭和20年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた者。

ただし, 次の職種についてはこのほかにそれぞれ次の資格を必要とします。

- (1) 農業改良普及員, 生活改良普及員は改良普及員の資格取得者, または昭和50年3月末日までに資格取得見込みの者。
- (2) 電気は第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者, または電気事業法の規定により通産大臣の認定を受けた大学(短大を除く)で「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令」(昭・40・6・15通産省令第52号)第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者または昭和50年3月卒業見込みの者
- (3) 獣医師は獣医師の免許取得者または, 昭和50年3月末日までに免許取得見込みの者

(4) 薬剤師は薬剤師の免許取得者または昭和50年5月末日までに免許取得見込の者で、薬剤師(A)は男女を問いませんが、薬剤師(B)は男子に限ります。

(注) (1) 上記の資格に該当する者であっても、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 茨城県職員として(小中学校事務職にあつては茨城県教育委員会から)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 小中学校事務職で合格し採用されたものは、身分が市町村職員となりますので県職員との人事交流はありません。

3 試験日時および試験地(試験場)

区 分	日 時	職 種	試験地	試 験 場
第1次試験	昭和49年7月21日 午前9時から (午前8時30分までに集合のこと)	県職員事務 ○県職員事務を除いた全職種 ○市町村立小中学校事務職	水戸市	県立水戸第一高等学校 (水戸市三の丸3丁目10番1号) (TEL0292-24-2254)
				県立水戸第三高等学校 (水戸市三の丸2丁目7番27号) (TEL0292-24-2044)
第2次試験	8月20日から22日 までのうちの1日	全 職 種		県民文化センター (水戸市千波町東久保697) (TEL0292-41-1166)

4 試験の方法

項 目	方 法	内 容
第1次試験	教養試験	択一式(2時間) 択一式(2時間) (1時間)
	専門試験	
	論文試験	
第2次試験	口 述 試 験	文章による表現力、課題に対する理解力等をみる。
	身 体 検 査	主として人物について集団討論及び個別面接による試験
	適 性 検 査	当人事委員会が指定する機関(保健所、国・公立病院)で検査した検査票の提出を求める。
身 上 調 査	通常職務遂行に必要な適性についての検査	受験資格の有無、申込記載事項の真否その他についての調査

- **第1次の合格発表**—8月2日頃に当人事委員会事務局前に掲示するほか、合格者のみに通知します。
- **最終合格者の発表**—第1次試験、第2次試験および身上調査の結果にもとづいて総合判定を行ない、各職種ごとに最終合格者を決定し、9月上旬に当人事委員会事務局前に掲示するほか、第2次試験受験者全員に通知します。

5 受 験 手 続

(1) 受験案内・申込票の請求

- ア 案内・申込票は当人事委員会事務局で交付します。
- イ 案内・申込票を郵便で請求するときは、封筒の表に「上級申込票請求」と朱書し、20円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

(2) 受 験 申 込

- ア 申込票に所要事項を記入、押印し、最近6カ月以内に撮影した写真(たて、よこ4cm、上半身、脱帽、正面むきのもの)をはって、当人事委員会事務局に直接持参するか又は郵送してください。(郵送の場合は「書留」等確実な方法をとってください。)

なお、郵便で申込む際は、必ず受験票の「郵便はがき」に10円切手をはり、申込みの封筒の表に「受験申込」と朱書してください。

- イ **農業および農業改良普及員**を希望する者は、相互に第2希望として農業改良普及員または農業への希望を認めますのでその旨を記入してください。

- ウ **電気**を希望する者は単位取得証明書を申込票に添付してください。なお、在学中で、まだ主任技術者の資格に関する省令(昭和40年省令第52号)第7条第1項の該当科目を取得していない者にあつては、現在履習している学科を、主任教授等に「単位取得証明書」に朱筆で記入してもらい、卒業時に取得できる単位を明らかにしてください。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者(知事・教育委員会等)からの請求に応じて成績順に推せんされ、そのうちから任命権者によって本人の意向等を考慮のうえ、欠員に応じて採用が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は1年です。
- (3) **農業改良普及員および生活改良普及員**にあつては、昭和50年3月31日までに改良普及員の資格を取得しない者はこの試験に合格しても採用されません。
- (4) **電気**にあつては、第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者以外の者は大学卒業時において所定の単位を取得していなければこの試験に合格しても採用されません。
- (5) **獣医師、薬剤師**にあつては、それぞれの免許を取得しない者は、この試験に合格しても採用されません。なお、50年3月に大学を卒業見込の者については国家試験合格発表後に採用されます。

7 給 与

給与は、職員の給与に関する条例に基づき支給されますが、たとえば大学卒業直後に採用された者が行政職または研究職もしくは医療職(ニ)の給料表が適用される場合には次のとおりとなります。

種 別	行 政 職		研 究 職	医 療 職 (ニ)
	事 務 職	技 術 職		
給 料 月 額	57,800円	57,800円	59,700円	59,200円
初 任 給 調 整 手 当	1,000	2,500	2,500	2,500
計	58,800	60,300	62,200	61,700

なお、上記のほか、勤務内容によって調整手当・特殊勤務手当等が支給されます。たとえば県税事務所に勤務した場合は5,000円(支給額計63,800円)、農業改良普及員として勤務した場合には6,936円(支給額計67,236円)、獣医師として食肉衛生検査所に勤務した場合には、4,000円(65,700円)が支給されます。

(注) ア 金額は49年5月現在のものですが、給料月額は、この数年毎年増額(昨年は10,600円)改訂されています。

イ 学校卒業後一定の経験年数がある者は、上記金額に一定額が加算されます。

ウ 通勤手当は、通勤距離片道2km以上の場合に支給されます。この場合6,000円までは全学、それ以上は運賃に応じて運賃相当額の $\frac{1}{3}$ の額(6,600円限度)が加算されます。

エ このほか扶養手当、時間外手当、期末・勤勉手当(給料月額の約4.8カ月分)等が支給されます。

8 福 利 厚 生

- (1) 共済組合等に参加することによって、療養給付、災害給付等や貸付金等が受けられます。また全国に保養所等の宿泊施設があり利用することができます。
- (2) 県内各所に職員住宅や独身寮の設備があります。

9 この試験についての問合せ

この試験についての問合せは、水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県人事委員会事務局(〒310・電話水戸(0292)21-8111内線957~959)へしてください。なお郵便で問い合わせる場合には、20円切手をはったあて先明記の「返信用の封筒」を必ず同封してください。

10 そ の 他

医師、心理判定員、職業訓練指導員、司書、看護婦(人)等特殊な知識、技能、資格を必要とする職種については、欠員がある場合に限り、そのつど選考により採用を行なっています。希望される方は、当人事委員会に問い合わせてください。

別 表

試 験 問 題 分 野 一 覧 表

試 験 区 分	出 題 分 野	
教 養 試 験	社会科学, 人文科学, 自然科学, 判断推理, 文章理解, 数的推理, 資料解釈	
専 門 試 験	事 務	政治学, 社会政策, 行政学, 憲法, 行政法, 民法, 労働法, 刑法, 商法, 経済原論, 財政学, 経済政策, 経済史
	農 業	栽培学汎論, 作物学, 園芸学, 育種遺伝学, 植物病理学, 昆虫学, 土壤肥料学, 植物生理学, 畜産一般, 農業経済一般
	農業改良普及員	農業に同じ
	農芸化学	無機化学, 有機化学, 物理化学, 分析化学, 生物化学, 土壤学, 肥料学, 農産製造学, 発酵学
	化 学	物理化学, 分析化学, 無機化学, 有機化学, 無機工業化学, 有機工業化学, 化学工学
	土 木	数学, 力学, 水理学, 測量, 土木材料, 土質, 土木施工, 都市計画, 河川, 発電水力, 港湾, 道路, 鉄道, 橋梁, 上下水道, 衛生工学
	農業土木	数学, 水理学, 応用力学, 土木材料, 土木施工, 測量, 材料施工, 農業水利, 土地改良, 農業造構, 農地造成, 農学一般, 農業機械
	建 築	数学, 構造力学, 建築構造, 建築材料, 建築計画, 計画原論, 建築史, 建築法規, 建築設備, 建築施工
	電 気	電気理論, 電気計測, 発電所・変電所の設計および運用, 送電線路・配電線路の設計および運用, 屋内配線の設計, 電気機器, 電気材料, 照明, 電熱, 電動機応用, 電気化学, 自動制御, 電気法規(保安に関するものに限る。)電気施設管理
	水 産	水産学通論, 漁政, 水産生物学, 水産海洋学, 水産物理学, 水産化学, 水産資源学, 水産増殖学, 漁業, 水産利用学
機 械 試 験	機 械	数学, 物理, 材料力学, 水力学, 水力機材, 熱力学, 熱機関, 電気, 機械要素, 機械設計, 機械材料, 機械工作
	林 業	林業政策, 森林経理, 造林, 農林利用, 木材工芸, 林産製造, 森林工学
	生活改良普及員	教育方法, 家政学原論, 食物, 住居, 家庭管理, 家族関係
	獣 医 師	家畜解剖学, 家畜生理学, 家畜病理学, 家畜薬理学, 家畜内科学, 家畜外科学, 家畜微生物学, 家畜伝染病学, 獣医公衆衛生学, 家畜寄生虫学, 家畜衛生学, 家畜臨床繁殖学
薬 剤 師	有機化学, 無機化学, 物理化学, 分析化学, 生化学, 生薬学, 衛生化学, 薬剤学, 薬物学	
小中学校事務職	県職員事務に同じ	

昭 和 4 8 年 度 の 試 験 実 施 状 況

職 種	応 募	受 験	合 格	競 争 率	職 種	応 募	受 験	合 格	競 争 率
	人	人	人	倍		人	人	人	倍
事 務	866	702	72	9.8	電 気	21	14	5	2.8
農 業	46	46	10	4.6	水 産	20	15	3	5.0
農業改良 普及員	50	43	10	4.3	機 械	42	31	2	15.5
農芸化学	36	26	9	2.9	林 業	13	11	2	5.5
化 学	125	101	15	6.7	生活改良 普及員	7	5	2	2.5
土 木	70	65	39	1.7	獣 医 師	9	9	6	1.5
農業土木	7	6	4	1.5	薬 剤 師	—	—	—	—
建 築	26	22	3	7.3	小中学校 事務職	28	25	4	6.3

(日本住宅公団首都圏宅地開発本部)

日本住宅公団首都圏宅地開発本部公告第3号

土 地 立 入

竜ヶ崎・牛久都市計画北竜台土地区画整理事業に関し、日本住宅公団法（昭和30年法律第53号）第42条の規定により適用される土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第72条の規定に基づき、下記のとおり土地に立ち入るので、同条第2項の規定に基づき公告する。

記

1 立入り区域

- | | |
|----------------|-------|
| 茨城県竜ヶ崎市若柴町字長山前 | (一部) |
| ” ” ” 字庚申塚 | (”) |
| ” ” ” 字鳥喰 | (”) |
| ” ” ” 字宮後 | (”) |
| ” ” ” 字砂田 | (”) |
| ” ” ” 字野中 | (”) |
| ” ” ” 字林 | (”) |
| ” ” ” 字赤松 | (全部) |
| ” ” ” 字松葉 | (”) |

"	"	"	字沖餅	(一部)
"	"	"	字新道	(")
"	"	"	字渡戸	(")
"	"	"	字下原田	(")
"	"	"	字上原田	(")
"	"	"	字大羽谷津	(")
"	"	馴馬町	字平台	(")
"	"	"	字水表	(")
"	"	"	字成沢	(全部)
"	"	"	字海道内	(")
"	"	"	字式区	(一部)
"	"	"	字横田	(")
"	"	"	字仲根台	(")
"	"	"	字別所谷	(")
"	"	"	字廻り地	(")
"	"	別所町	字道久保	(")
"	"	"	字ウツブタ	(全部)
"	"	"	字打越	(")
"	"	"	字中台	(")
"	"	"	字行院前	(一部)
"	"	"	字爪ヶ台	(")
"	"	"	字馬洗	(")
"	"	"	字行部内丸山	(全部)
"	"	"	字丸山	(")
"	"	"	字山崎	(一部)
"	"	"	字向地	(全部)
"	"	"	字寺前	(一部)
"	"	"	字宮前	(全部)
"	"	"	字行部内	(")
"	"	"	字西田	(")
"	"	"	字脇方	(")
"	"	"	字宮脇	(")
"	"	"	字宮ノ内	(一部)
"	"	"	字堂ノ下	(")
"	"	"	字宮ノ後	(全部)

” ” ” 字寺ノ内 (一部)
” ” ” 字内谷山 (”)
” ” ” 字北久保 (”)
” ” ” 字久保台 (”)
” ” 柏田町字中台 (全部)
” ” 小柴新田町字坊山 (”)
” ” 稲荷新田町字宅地前 (”)
” ” ” 字宮後 (”)
” ” ” 字大塚 (一部)
” ” 南中島町字渡戸 (”)
” ” ” 字原田 (全部)
” ” 貝原塚町字女化原 (一部)
” ” 馴柴町字荖区 (”)
” ” ” 字武区 (”)
” 稲敷郡牛久町大字柏田字中台 (全部)
” ” ” ” 字清水台(一部)
” ” ” ” 字打越 (全部)
” ” ” 大字遠山字向原 (一部)
” ” ” ” 字新田浦(”)
” ” ” ” 字天堤 (”)
” ” ” ” 字長町 (”)
” ” ” 大字女化 (”)

2 立入りの目的

竜ヶ崎・牛久都市計画北竜台土地区画整理事業の施行の準備及び施行のため

3 立入りの期間

昭和49年5月15日から昭和52年4月30日まで。

なお、立入り区域を表示した図面は、下記の場所に掲示します。

記

竜ヶ崎市小通幸谷町字松の下201—3番地

日本住宅公団首都圏宅地開発本部竜ヶ崎開発事務所

昭和49年5月13日

日 本 住 宅 公 団

日本住宅公団首都圏宅地開発本部公告第4号

土地立入

竜ヶ崎・牛久都市計画竜ヶ岡土地区画整理事業に関し、日本住宅公団法(昭和30年法律第53号)第42条の規定により適用される土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第72条の規定に基づき、下記のとおり土地に立ち入るので、同条第2項の規定に基づき公告する。

記

1 立入り区域

茨城県竜ヶ崎市貝原塚町字後谷	(全部)
〃 〃 〃 字向宿	(〃)
〃 〃 〃 字宿下	(一部)
〃 〃 〃 字大井戸	(全部)
〃 〃 〃 字上宿	(一部)
〃 〃 〃 字下宿	(〃)
〃 〃 〃 字新宿	(〃)
〃 〃 〃 字諏訪脇	(〃)
〃 〃 〃 字寺久保	(〃)
〃 〃 〃 字南光寺	(〃)
〃 〃 〃 字後田	(〃)
〃 〃 〃 字中島	(〃)
〃 〃 〃 字山ノ神	(〃)
〃 〃 〃 字町田	(〃)
〃 〃 〃 字鶴巻	(全部)
〃 〃 〃 字白蔵寺	(〃)
〃 〃 〃 字長昌寺	(〃)
〃 〃 〃 字清水	(〃)
〃 〃 〃 字谷頭	(〃)
〃 〃 〃 字屋敷	(〃)
〃 〃 〃 字前清水	(〃)
〃 〃 〃 字坊口	(〃)
〃 〃 〃 字塚下	(〃)
〃 〃 〃 字中里	(〃)
〃 〃 〃 字上山	(〃)
〃 〃 〃 字上山田	(一部)
〃 〃 〃 字松原	(〃)

"	"	"	字貝原塚	(")
"	"	"	字松原向	(")
"	"	"	字下山田	(")
"	"	"	字下山	(")
"	"	"	字南原田	(")
"	"	"	字南谷	(全部)
"	"	"	字堂下	(")
"	"	"	字大藤	(")
"	"	"	字山崎	(")
"	"	"	字山崎台	(")
"	"	"	字寺向	(")
"	"	"	字十三塚	(一部)
"	"	"	字清水下	(")
"	"	"	字鳴鳥	(")
"	"	"	字タワメキ	(")
"	"	羽原町	字北三島	(全部)
"	"	"	字南三島	(")
"	"	"	字鹿島原	(")
"	"	"	字東台	(一部)
"	"	"	字中内	(")
"	"	"	字井戸久保	(")
"	"	"	字南大藤	(全部)
"	"	"	字北大藤	(")
"	"	"	字下河内代	(一部)
"	"	"	字堀米	(")
"	"	"	字清水岡	(")
"	"	"	字十三仏	(")
"	"	"	字中河内代	(")
"	"	"	字道原	(")
"	"	"	字北久保	(")
"	"	半田町	字谷津	(")
"	"	八代町	字東前	(一部)
"	"	"	字東	(")
"	"	"	字東台	(")
"	"	"	字東谷津	(全部)

"	"	"	字稲塚台	(一部)
"	"	"	字尾坪台	(")
"	"	"	字向原	(")
"	"	"	字尾坪田	(")
"	"	"	字西谷	(")
"	"	"	字寺谷津	(全部)
"	"	"	字寺久保	(")
"	"	"	字西方	(")
"	"	"	字西方前	(")
"	"	"	字大道	(一部)
"	"	"	字道地	(")
"	"	"	字白幡	(")
"	"	"	字新道	(")
"	"	"	字南下	(")
"	"	"	字ニツ堂	(全部)
"	"	"	字天久保	(")
"	"	"	字南台	(一部)
"	"	"	字天神前	(全部)
"	"	"	字辺田	(一部)
"	"	"	字花見堂	(")
"	"	"	字富士の入	(")
"	"	"	字原	(全部)
"	"	"	字中道	(")
"	"	"	字城ノ内	(")
"	"	"	字ニツ堂後	(")
"	"	"	字諏訪脇	(")
"	"	"	字諏訪後	(")
"	"	"	字坂ノ下	(")
"	"	"	字塙	(")
"	"	"	字新屋敷台	(一部)
"	"	"	字新屋敷前	(全部)
"	"	"	字新屋敷	(一部)
"	"	"	字里入	(全部)
"	"	"	字小谷津	(一部)
"	"	"	字白羽根	(")

"	"	"	字横田	(")
"	"	"	字諏訪台	(")
"	"	"	字後久保	(全部)
"	"	"	長峰町字大峯	(")
"	"	"	字根道地	(")
"	"	"	字根道地前久保	(")
"	"	"	字根道地中久保	(")
"	"	"	字根道地後久保	(")
"	"	"	字根道地久保	(")
"	"	"	字才ノ谷上	(")
"	"	"	字才ノ谷	(")
"	"	"	字西坪	(一部)
"	"	"	字竜ヶ井	(全部)
"	"	"	字宿一ノ谷	(")
"	"	"	字宿二ノ谷	(")
"	"	"	字宿	(")
"	"	"	字瘦峯	(")
"	"	"	字東坪	(一部)
"	"	"	字竜ヶ井下	(全部)

2 立入りの目的

竜ヶ崎・牛久都市計画竜ヶ岡土地画整理事業の施行の準備又は施行のため

3 立入期間

昭和49年5月15日から昭和52年4月30日まで

なお、立入り区域を表示した図面は、下記の場所に掲示します。

記

竜ヶ崎市小通幸谷町字松ノ下201-3番地

日本住宅公団首都圏宅地開発本部竜ヶ崎開発事務所

昭和49年5月13日

日本住宅公団

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1ヵ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所